

《保育ママ利用のしおり》

★保育ママをご利用の方へ★

大島町役場福祉けんこう課

事業概要

大島町が認定した家庭的保育者（保育ママ）が、自宅等で少数の乳幼児を保育します。多人数で集団生活する保育園と違い、少人数で家庭的な雰囲気の中で行う保育が特徴です。保育ママは、保育士資格を持ち、かつ必要な研修を修了した専門家ですので、安心して預けることができます。また、連携保育所では、定期的な交流保育や代替保育を実施します。

対象児童

大島町に住所を有し、保護者の仕事等で家庭での保育が困難な、3歳未満の乳幼児が対象です。

保育時間

原則は8時間です。7時30分から18時30分までの間で、保護者と保育ママが協議して決めます。

休業日

日曜、祝日、年末年始の休業の他、年次休業があります。保育ママの年次休業日には、連携保育所で代替保育を受けることができます。

保育料

別表の料金を直接保育ママにお支払いください。時間外保育料（1日8時間を超える分）、給食費、ミルク代、おやつ代などは、別途料金がかかります。

給食

弁当を持参していただくか、保育ママが調理します。

※食物アレルギーがある場合は、必ず申し出てください。

申請手続

申請前に保育ママに連絡の上、必ずお子様と一緒に保育室を見学し、条件等を確認してください。利用を希望する場合、町役場福祉けんこう課に申請書類がありますので、必要事項を記入の上、利用希望月の前月15日までに提出して下さい。

利用中止

次の事項に該当したときは、利用を中止していただきます。

- (1) 利用対象児童に該当しなくなったとき。
- (2) 児童が伝染病または悪質な疾病にかかったとき。
- (3) 保護者がこの規定に違反したとき。
- (4) その他本事業の実施上支障があるとき。

必要なもの

着替え、おしぼり、タオル、コップ、歯ブラシ等。

※持ち物については小さな物でも全て名前を書いてください。

※詳しくは保育ママにお問い合わせください。

その他

送り迎えは保護者の方が責任を持って行って下さい。

保育ママ一覧

氏名	年齢	住所	連絡先	定員	連携保育所
長嶋 元子	62	岡田字新開 349	050-3469-0511	3名	北ノ山保育園

別表 保育料（月額）

（単位：円）

区分	定 義	基本保育料	第2子保育料	第3子保育料
A	生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯等	0	0	0
B-1	ひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯	0	0	0
B-2	ひとり親世帯を除き、市町村民税非課税世帯	1,900	600	(950)
C	均等割のみ課税世帯	4,900	1,500	(2,450)
D-1	所得割 10,000 円未満	6,800	2,100	(3,400)
D-2	所得割 10,000 円以上 15,000 円未満	8,800	2,700	(4,400)
D-3	所得割 15,000 円以上 20,000 円未満	10,800	3,300	(5,400)
D-4	所得割 20,000 円以上 30,000 円未満	11,700	3,600	(5,850)
D-5	所得割 30,000 円以上 45,000 円未満	12,700	3,900	(6,350)
D-6	所得割 45,000 円以上 60,000 円未満	14,700	4,500	(7,350)
D-7	所得割 60,000 円以上 70,000 円未満	15,700	4,800	(7,850)
D-8	所得割 70,000 円以上 80,000 円未満	17,300	5,200	(8,650)
D-9	所得割 80,000 円以上 90,000 円未満	18,900	5,700	(9,450)
D-10	所得割 90,000 円以上 100,000 円未満	20,900	6,300	(10,450)
D-11	所得割 100,000 円以上 120,000 円未満	22,400	6,800	(11,200)
D-12	所得割 120,000 円以上 140,000 円未満	23,800	7,200	(11,900)
D-13	所得割 140,000 円以上 160,000 円未満	25,600	7,700	(12,800)
D-14	所得割 160,000 円以上 190,000 円未満	27,500	8,300	(13,750)
D-15	所得割 190,000 円以上 220,000 円未満	29,400	8,900	(14,700)
D-16	所得割 220,000 円以上 260,000 円未満	30,700	9,300	(15,350)
D-17	所得割 260,000 円以上 300,000 円未満	32,600	9,800	(16,300)

D-18	所得割 300,000 円以上 340,000 円未満	34,300	10,300	(17,150)
D-19	所得割 340,000 円以上 370,000 円未満	35,900	10,800	(17,950)
D-20	所得割 370,000 円以上 400,000 円未満	37,800	11,400	(18,900)
D-21	所得割 400,000 円以上 430,000 円未満	40,300	12,100	(20,150)
D-22	所得割 430,000 円から 460,000 円未満	43,200	13,000	(21,600)
D-23	所得割 460,000 円から 490,000 円未満	47,100	14,200	(23,550)
D-24	所得税 490,000 円以上	51,100	15,400	(25,550)

※第 2 子保育料とは、同一世帯から 2 人以上の児童が家庭的保育又は保育所を利用している場合の第 2 子目の保育料。

※同一世帯から 3 人以上の児童が家庭的保育又は保育所を利用している場合の第 3 子目の保育料は免除する。

※第 3 子保育料とは、世帯の第 3 子目が単独で利用する場合の保育料（カッコ内）。

※世帯の第 4 子目以降の保育料は免除する。

※時間外保育料、給食費、間食費、その他実費は別料金とする。

お問い合わせ・・・福祉けんこう課子育て応援係 2-1471